

第4章

リーディング プロジェクト

背景

計画を推進していく中で、これまで取り組んできた事業や基盤を活かしながら、事業全般を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組んでいきます。

リーディングプロジェクトの視点

- ①地域共生社会の実現に向け推進が求められる事項
- ②市民参加による地域福祉の推進体制づくりに効果的と考えられる事項
- ③関連する取り組みへの波及効果が大きいと考えられる事項

第4章 リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクト³²の選定

リーディングプロジェクトの視点に基づき、市民アンケートや地域懇談会等から寄せられた意見・考え等を参考に、次の3事業を「リーディングプロジェクト」として推進します。

取り組み	選定理由
地区社会福祉協議会への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めるために、まず、住民に身近な圏域での体制づくりが必要となる中、住民主体の地域福祉活動の母体となる地区社会福祉協議会の役割がますます重要となります。 ・地区社会福祉協議会の活動へ住民が参画しやすいよう、活動に対する理解を深めるとともに、活動を支える事業費を安定確保し、活動のさらなる活発化を目指します。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の設置支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的孤立の状況にある人や、制度の狭間にあって必要な支援を受けていない人を適切な支援に結びつける個別支援の強化が必要となります。 ・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、地域をつなぐネットワークを強化し、個別支援から見えてくる課題、住民が問題と感じていることについて、住民と一緒に考え解決に向けて動く体制整備に向けて中心的で専門的な福祉コーディネーターとなるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の設置支援が重要となります。
多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的で解決困難な課題が増加する中、保健福祉関係の部署・相談支援機関のみならず、幅広い分野を巻き込んだ支援が必要となっています。 ・各部署、機関における連携を強化し、解決していく体制を推進するため、コーディネーター機能を充実することが重要となります。



³² リーディングプロジェクト：事業全般を進めるうえでの核となり、先導的な役割を果たす施策。

地区社会福祉協議会への活動支援

(福)浜松市社会福祉協議会では、地域福祉推進を目的とした地区社会福祉協議会の立ち上げのための支援や活動に対して助成する等、地域福祉活動の支援を行っています。

1 目的

地区社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉活動の推進母体として、今後も地域福祉の推進の要となる組織です。地区によって、設立の経緯や活動内容も様々であるため、画一的な活動支援ではなく、それぞれの地域に合ったきめ細やかな支援を行う必要があります。

また、ちょっとした困りごとの早期発見、早期解決を目指し、地域において課題を解決できる体制づくりを推進していくうえで、地区社会福祉協議会の担う役割はとて重要となります。

なお、(福)浜松市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会の活動支援の中核を担っていることから、市は、(福)浜松市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会に対し充実した支援が実施できるようバックアップしていきます。

2 活動支援事業の取り組み内容

(1) 事業内容の充実に向けた基盤づくり

- ・組織運営・事業実施に関する相談支援を実施します。
- ・助成金による財政的な支援、財源の確保のためのアドバイス等を実施し、持続可能な運営体制を整えます。
- ・住民に対しての周知活動を充実させ、活動への理解を促進します。
- ・地域の現状や課題を把握するための調査（地域診断）実施に対する支援を行い、必要に応じて、地区版の地域福祉計画の策定をサポートすることで、目指すべきビジョンを明確にします。

(2) 住民に身近な圏域で困りごとを早期に発見・解決できる取り組みの推進

- ・地域における生活課題の把握、解決を試みることができる環境を以下の取り組みにより整備します。

ア 既存の活動への支援の充実

- ・地域におけるサロン活動、家事支援活動等に対し、継続して実施できるよう支援を強化します。

イ 協議機能の強化の促進

- ・地域で困っている人の声を共有し、また、解決に向けたアイデアを出し合い、計画を立てるために協議する場の充実を図るための支援を実施します。

ウ 課題発見解決のためのコーディネーターの育成

- ・住民の相談を受け止め、地域の助け合いによる解決を図り、または、相談支援機関につなぐ等の役割を担うコーディネーターの育成を支援します。

エ 地域住民が相互に交流を図ることができる拠点の整備

- ・地域ボランティアコーナーを活用し、地域住民が相互に交流する場となる拠点を整備します。
- ・必要に応じて既存の各分野でサロンの機能を拡大し、全年齢型の居場所づくりを進めます。

オ 研修・交流会等の実施

- ・課題解決へのプロセスやポイントの理解を深める研修を実施します。
- ・他市町村の優良事例を紹介することで、活動の幅を広げます。
- ・関係団体との交流会を企画、実施します。

(3) 住民に身近な相談窓口の確保

- ・地域活動を通して地域住民が抱える生活課題に関する相談を、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて相談支援機関につなぐことができる体制を以下の取り組みにより整備します。

ア 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備・周知

- ・地域ボランティアコーナーの機能拡大により、相談支援体制を拡充するとともに、地域住民に対して周知します。

イ 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

- ・地域で困っている人の問題が深刻化する前に身近な地域で早期に発見し、自治会、民生委員・児童委員等と共有・検討を図り、解決に向け、地域の助け合いや相談支援機関につなぐことができる体制を構築します。

ウ 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

- ・地域では、対応できない相談については、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センター、行政機関等へ円滑につながるよう、連携体制を構築します。

(4) 多様な主体の活動とのマッチング機能の充実

- ・住民主体の活動に対して、様々な社会資源を持つ社会福祉法人、企業、NPO法人等を円滑に結ぶマッチング機能を構築することで、地域のニーズに応える体制を構築します。

3 活動支援の年次計画

取り組み内容	年度				
	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度	H33 (2021) 年度	H34 (2022) 年度	H35 (2023) 年度
(1)事業内容の充実に向けた基盤づくり	●	→			
(2)住民に身近な圏域で困りごとを早期に発見・解決できる取り組みの推進		●	→		
(3)住民に身近な相談窓口の確保		●	→		
(4)多様な主体の活動とのマッチング機能の充実		●	→		



コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の配置支援

専門的な福祉コーディネーターとしてコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を各地域へ配置し、地区社会福祉協議会の運営に関する指導や他団体との連携を推進し、地域の様々な福祉課題の解決につなげます。

1 目的

急速な高齢化の進展や人口減少、格差の拡大等に伴い、社会からの孤立や複合的な問題を抱える人が増加しています。

このような支援を必要とする人を早期に発見し、必要なサービスにつなぐといった機能・体制づくりが重要です。

このため、住民の地域福祉活動を支援するための専門的な福祉コーディネーターとして、一定の圏域ごとに配置されている、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が、

- ① 地区社会福祉協議会等の住民主体の地域福祉活動の活性化
- ② 制度と制度の狭間にあり、既存の福祉サービスでは対応が難しい人への支援やその課題の解決

に取り組むことにより、地域での課題を解決する力(地域福祉力)の向上を目指します。

配置については、従来から地域福祉事業に取り組んでおり、様々な福祉課題に組織として対応できる体制が整っている(福)浜松市社会福祉協議会が担うものとします。

2 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

浜松市におけるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、制度の狭間にある問題を明確にし、課題解決につなげる「個別支援」と、地域にある生活支援や地域住民による福祉推進の支援等を行う「地域支援」、さらには支援を推進するため、仕組みの構築を目指す「仕組みづくり」の3つの役割を担います。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）3つの役割



3 配置支援の取り組み内容

(1) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の資質確保、活動環境の整備

- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、その業務内容から、非常に幅広い知識と技術を掛け合わせた福祉専門職であり、新たな地域課題や各制度に対応できる力の確保が求められるため、資質の確保に向け必要な研修を実施します。
- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置に関するガイドラインを見直し、今後のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能や役割

について、再検討します。

- ・活動事例を検証し、常にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）間で情報共有を図る体制を強化するとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割について関係機関へ周知することで、活動しやすい環境を整えます。

(2) 制度の狭間にある課題解決に向けた個別支援や地域支援の充実

- ・常にアウトリーチの意識を持ち、必要な支援を実施します。
- ・個別支援から見えてくる地域の課題を普遍化し、生活支援コーディネーター等と連携し、地域への支援、仕組みづくりにつなげます。

(3) 相談支援機関とのネットワークづくりの強化

- ・課題解決が困難な事例については、チームアプローチでの支援を実施するため、日ごろからネットワーク構築を図ります。
- ・地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等と定期的に交流会を実施し、相互の活動、役割の理解を深めます。

(4) 地区社会福祉協議会への活動支援

- ・リーディングプロジェクト1に掲げる事業について、活動支援を行います。

4 配置支援の年次計画

取り組み内容	年度				
	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度	H33 (2021) 年度	H34 (2022) 年度	H35 (2023) 年度
(1)コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の資質確保、活動環境の整備	●	→			
(2)制度の狭間にある課題解決に向けた個別支援や地域支援の充実	●	→			
(3)相談支援機関とのネットワークづくりの強化	●	→			
(4)地区社会福祉協議会への活動支援	●	→			

多機関の協働による 包括的相談支援体制の構築

住民に身近な圏域にある相談支援機関では対応が難しい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備し、課題解決力の強化を目指します。

1 目的

子どもや高齢者、障がい者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、現状では適切なサービスを受けることができない様々な人を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築します。

2 構築事業の取り組み内容

以下の事業を推進するコーディネーター役として、相談支援包括化推進員を配置し、事業を展開します。

(1) 解決困難な個別相談への対応

- ・ 複合的な課題を抱えた相談者に対して、各分野の相談支援機関や地域の関係機関からの情報提供を受け、支援が停滞している場合等の課題を整理します。
- ・ 相談者の抱える課題を把握し、多機関によるチームアプローチでの課題解決のためのプランを作成し、他の相談支援機関との連絡調整、指導・助言を行います。
- ・ 相談支援機関が開催している既存の個別支援に関する検討会議へ積極的に出席し、また、アウトリーチの考え方を重視し、個別支援の実施状況を把握します。

(2) 相談支援包括化ネットワークの構築

- ・次のア～ウに掲げる取り組みを通し、主に庁内関係部局の連携強化を図ります。
 - ア．市役所職員向けに福祉意識の醸成、知識向上のための研修会を実施
 - イ．各課の実施事業の相互理解、事務の効率化のための勉強会を実施
 - ウ．個別相談のワンストップ体制構築に向けたマニュアルの作成
- ・庁外の相談支援機関のネットワーク構築に向け、各機関の顔の見える関係づくりや役割の相互理解のための研修会を実施。相談支援包括化推進員が関係機関と密に連携をとることで、市全体の相談支援包括化ネットワークを構築します。

(3) 相談支援包括化推進会議の開催

- ・様々な分野の相談支援機関の参加のもと、各機関の業務内容の理解、連携方法、福祉ニーズの把握、地域に不足する社会資源創出の手法、支援実績の検討等について意見交換をします。(※既存会議を活用)

(4) 自主財源の確保のための取り組み

- ・地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を確保するため、共同募金の活用や地域の社会福祉法人の地域貢献の取り組み、地元企業等への寄附金拠出の働きかけ等を行います。

(5) 新たな社会資源の創出

- ・地域の社会資源マップを作成し、地域資源の整理、共有化を図ります。
- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活支援コーディネーターと連携し、確保した自主財源等を原資として、地域に不足する新たな社会資源の創出を図るための取り組みを推進します。

3 構築事業の年次計画

取り組み内容	年度				
	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度	H33 (2021) 年度	H34 (2022) 年度	H35 (2023) 年度
(1) 解決困難な個別相談への対応	●	→			
(2) 相談支援包括化ネットワークの構築	●	→			
(3) 相談支援包括化推進会議の開催	●	→			
(4) 自主財源の確保のための取り組み	●	→			
(5) 新たな社会資源の創出	●	→			

